

別紙 4 国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業

1. 目的

環境省では平成13年度に創設した国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（以下「グリーンワーカー」という。）事業により、国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し、高山植物の違法採取の監視、山岳地の清掃や施設補修、投棄ゴミの処理など、国立公園管理のグレードアップに着手している。

しかしながら、野生鳥獣・植物との共生事業、不法投棄廃棄物の処理事業、自然景観保全・形成事業の他、利用集中山岳地の保全・管理の中でも特に昨今問題となっている登山道のきめ細かな維持管理など、依然として課題は多いことから、平成14年度以降には、その他の事業も順次取り組むこととする。

2. 事業の概要

環境省が特定地区毎に事業計画を策定し、業務を現地民間機関（観光協会、森林組合、山小屋協会等）に依頼。自然保護事務所の指導・監督のもと業務を実施する。

動植物の保護

環境美化（清掃困難地・不法投棄）

利用集中山岳地の保全・管理

野生鳥獣・植物との共生

自然景観保全・形成

3. 事業計画 毎年度実施